

# 岐 阜 県 公 報

第 百 号

令 和 二 年 五 月 一 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の区域変更  
建築基準法に基づき道路の位置指定

( 治 山 課 ) 二七二  
( 道 路 維 持 課 ) 二七二  
( 建 築 指 導 課 ) 二七二

### 公 示

開発行為の工事の完了  
土地改良区役員の退任  
土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良区役員の就任  
土地改良区の定款の変更認可  
土地改良区の定款の変更認可

( 建 築 指 導 課 ) 二七三  
( 西 濃 農 林 事 務 所 ) 二七四  
( 同 ) 二七四  
( 同 ) 二七四  
( 同 ) 二七五  
( 揖 斐 農 林 事 務 所 ) 二七六

## 告 示

岐阜県告示第二百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
加茂郡白川町坂ノ東字南平五三三の一、五三七（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 指定の目的  
落石の危険の防止
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

令 和 二 年 五 月 一 日

岐阜県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、令和二年五月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
一般国道	二百五十六号	山県市大字東深瀬字針崎六九七番四地先から同市大字同字同六九四番一地先まで	一三・一 一六・七	一三・九 一七・五	一六・六	二六・六	

岐阜県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、令和二年五月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
一般国道	二百五十六号	山県市大字高富字米野二三三番一地先から同市大字同字井戸尻二四〇三番一地先まで	二二・六	一七・〇	二二・四	三二・四	

岐阜県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、令和二年五月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	海安津八線	海津市海津町福岡字大道下揖斐川左岸堤防敷地先（二二二番一）から同市同町西小島字村揖斐川左岸堤防敷地先（七二四番四）まで	一三・九 二二・九	一七・〇 二六・〇	一、二〇〇・〇	一、二〇〇・〇	

岐阜県告示第二百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位	置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
四	羽島郡岐南町平成三丁目一〇五番	四・七	三・三	岐西建築第 五〇号の二	令和 二・一三
	瑞穂市十九条字河原一〇一番四及 び一〇一番二の一部	四・五	二・六	岐西建築第 六〇号の二	同
	揖斐郡池田町池野字横町前一四四 番四	六〇	六・五	岐西建築第 七〇号の二	同 二・二四
四	本巣市上真桑字八ツ又一九五番	六〇	六・三	岐西建築第 八〇号の二	同 三・二
	本巣市下真桑字寺田一〇〇番二、 一〇〇番一九の一部及び九九番五 の一部	六〇	六・三	岐西建築第 九〇号の二	同 三・六
四	山県市大字高富字大北一八三九番	六〇	二・六	岐西建築第 一〇〇号の三	同 三・六

中濃建築事務所長

位	置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
四	加茂郡富加町高畑字北野八八三番	六〇	四・二	中建築第四 〇号の一八	令和 二・一七
九	美濃加茂市本郷町五丁目二二〇番	六〇	三・〇	中建築第四 〇号の一九	同 二・一五
	関市中三丁目一〇〇番二の一部 九八番九及び法定外公共物（道路）	六〇	三・七	中建築第四 〇号の二〇	同 三・二四

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域
岐阜県指令岐西建築第三 二号的三〇 令和元・五・一三	羽島市正木町坂丸二丁目二九番の一部 五〇番、五一番、五三番、五七番及び 六二番	道路	開発登録簿 による

東濃建築事務所長

位	置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
	関市中三丁目九八番一四	六〇	九・五	同	同
	美濃加茂市下米田町小山字上之段 八五二番四及び美濃加茂市所管法 定外公共物（道路）	六〇	六・三	中建築第四 〇号の二一	同 三・二五
	瑞浪市明世町戸狩字柱本四八四番	六〇	七・六	東建築第八 〇号の一〇	令和 二・二三
	恵那市大井町字的ケ屋敷三九二番 一三三、三九八番三六及び三九八番 三七	六〇 （六〇）	四・四	東建築第八 〇号の一	同 三・五

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

公 示

開発行為の工事の完了  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）  
第三十六条第三項の規定により公示する。  
令和二年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可を受けた者の住所及び氏名	羽島市竹鼻町狐六七一九番地一 社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会 理事長 川 合 宗 次
------------------	--

<p>〔同岐西建築一三五号の二八〕 同二・二・二八</p>	<p>同岐西建築第二二三号の一五 令和元・二二・一三</p>	<p>同岐西建築第一八号の二 平成二九・九・八 同岐西建築第二六号の三〇 同三〇・一・一五 同岐西建築第四号の一六 同三〇・一〇・二五 同岐西建築第四号の四二 令和元・八・二八</p>	<p>同岐西建築第一三二号の二 令和元・一〇・一〇 同岐西建築第一三五号の一八 同元・一二・三 同岐西建築第一三五号の二二 同二・二・四</p>	<p>同岐西建築第四〇号の六 平成三一・三・五 同岐西建築第一三五号の二四 令和二・二・二一</p>	<p>同中建築第七三号の二 令和元・七・二二 同中建築第七六号の五 令和二・二・二六</p>
	<p>羽島市福寿町平方字坪之内四二番一、四二番一及び四二三番一</p>	<p>〔第二工区〕 本巣郡北方町柱本池之頭二丁目一八番の一部 外三二筆</p>	<p>安八郡神戸町大字末守字金が原二二〇番六</p>	<p>安八郡神戸町大字神戸字昭和一四〇三番、一四〇四番一、一四一九番の一部 一四二〇番、一四二二番及び一四四八番二の一部</p>	<p>加茂郡坂祝町大針字大島野六三五番</p>
	<p>道路</p>	<p>道路 緑地 水路</p>	<p>道路</p>	<p>道路、公園</p>	<p>道路・公園・ 下水道</p>
	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>羽島市福寿町間島三丁目五八番地 七いろ不動産株式会社 代表取締役 塚田 真弓</p>	<p>本巣郡北方町長谷川一丁目一番地 北方町長戸部 哲哉</p>	<p>大垣市鶴見町三九七番地の二 東新土地株式会社 代表取締役 平野 博己</p>	<p>三重県桑名市多度町下野代九〇〇番地 株式会社やまぜんホームズ 代表取締役 前野 一馬</p>	<p>下呂市金山町金山三二五六番地の二 株式会社 サンワ開発 代表取締役 加藤 千里</p>	

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
土地改良区	令和二年五月一日	理事	伊藤 光治	海津市海津町平原	一一〇八番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
土地改良区	令和二年五月一日	理事	七里 栄	養老郡養老町大巻	五五一五番地二

同	同	同	山田 治明	同	五五二一番地
同	同	同	伊藤 衛	海津市南濃町駒野	八六三番地三
同	同	同	加藤 信夫	養老郡養老町大巻	五四六五番地二

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
土地改良区	令和二年五月一日	理事	方野 政俊	養老郡養老町大巻	五四七三番地
同	同	同	水谷 義則	同	五六六七番地一
同	同	同	伊藤 衛	海津市南濃町駒野	八六三番地三
同	同	同	伊藤 克	養老郡養老町大巻	五八二〇番地一
同	同	同	山田 常夫	同	五四六三番地八
同	同	同	山田 誠	同	五四七〇番地
同	同	同	高木 和彦	海津市南濃町奥条	八四番地一
同	同	同	七里 栄	養老郡養老町大巻	五五一五番地二
同	同	同	山田 義男	海津市南濃町羽沢	一六三七番地
同	同	同	大橋 義美	養老郡養老町大巻	二二四七番地

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
垂井町土地改良区	令和 二・三・三五	理事	高見 哲郎	不破郡垂井町岩手 二四二九番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
色 目 川 沿 岸 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 四 ・ 二 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
栗 原 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 四 ・ 二 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
垂 井 町 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 四 ・ 二 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
揖 東 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 四 ・ 二 一

令和二年五月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社